

議案第21号

三朝町職員の降給に関する条例の設定について

次のとおり三朝町職員の降給に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年3月3日

三朝町長 吉田秀光

三朝町職員の降給に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）第3条の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

（降格の事由）

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

（1）次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の実績評価、意欲評価又は能力評価の実施権者による確認が行われた全体評価が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評価が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事

実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の町長が別に定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師 2 名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の町長が別に定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。
(ア及びイに掲げる場合を除く。)

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第 4 条 任命権者は、職員の定期評価の全体評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の町長が別に定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第 5 条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第 6 条 職員は、第 3 条第 1 号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(雑則)

第 7 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 第 3 条第 1 号ア及び第 4 条の職員の定期評価の全体評価が最下位の段階である場合に係る全体評価については、平成 28 年 10 月 2 日以降を基準日とする全体評価から適用する。